

第49号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

# 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 確認基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

付則

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。

- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地

域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

### 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる電磁的記録媒体であつて一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによって文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が

高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の場合において、特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した



費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払をした支給認定保護者に対し、当該支払に係る領収証を交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あらかじめ、当該支払に係る金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に当該支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、書面による同意を得なければならない。ただし、第4項の支払に係る同意については、書面によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者

に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

- (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

- (4) 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

- 2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員（管理者を含む。以下同じ。）を除く。）による評価又は当該関係者以外の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給認定保護者に関する市への通知）

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正の行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関し重要と認められる事項

（勤務体制の確保等）

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置の実施、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（平等取扱いの原則）

第24条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもについて、その国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ、書面により当該支給認定子どもの保護者の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはな

らない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは文書その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市の求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該

事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に伴い事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、特定教育・保育施設は、当該事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計を、他の事業の会計と区分して経理しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第12条に規定する特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第



7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

### 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため自ら施設を設置して当該事業所内保育事業を行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及び他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学

前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称並びに連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなけ

ればならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項及び付則第5条において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
  - (2) 必要に応じて代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
  - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定する他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規

定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払をした支給認定保護者に対し、当該支払に係る領収証を交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の支払を求める際は、あらかじめ、当該支払に係る金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に当該支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、書面による同意を得なければならない。ただし、第4項の支払に係る同意については、書面によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関し重要と認められる事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供、児童福祉法第24条第6項に規定する措置の実施、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 次条において準用する第12条に規定する特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

付 則

（施行期日）



第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額）」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が

現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市が定める額」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市が定める額」とする。

（利用定員に関する経過措置）

- 第4条 小規模保育事業C型に対する第37条第1項の規定の適用については、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、同項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

- 第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を受けることができる」と市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

## 第50号議案

### 稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

#### (提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めるため、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

# 稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）
- 第3章 小規模保育事業
  - 第1節 通則（第27条）
  - 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）
  - 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
  - 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）
- 第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
- 付則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

### （最低基準の目的）

第2条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の者について保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとす

る。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、

できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬ。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(平等取扱いの原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児について、その国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定に基づき、当該事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立について、できる限り、変化に富み、かつ、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとしなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとしなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、そ



の管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等の栄養面について指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者について、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次のいずれかの施設とする。

- (1) 連携施設
- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連する法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場  
(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第2章第3節に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わ

ないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録すべき書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等の必要な手続を執ることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び額
- (6) 乳幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関し重要と認められる事項

(帳簿の整備)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及

び調理員を置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できること。

(2) 法第18条の5各号の規定に該当しないこと。

(3) 法第34条の20第1項第4号の規定に該当しないこと。

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助する者をいう。第34条第2項及び付則第4条において同じ。）とともに保育する場合は、5人以下とする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接に連絡を取り、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3章 小規模保育事業

## 第1節 通則

### (小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

### 第2節 小規模保育事業A型

#### (設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わる場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1

		項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開く窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該施設及び設備のいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師をいずれか1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者

(第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者A型」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者A型」とする。

### 第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、いずれか1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者B型」という。」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者B型」と、第28条中「事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)」とあるのは「事業所」とする。

### 第4節 小規模保育事業C型



(設備の基準)

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型の利用定員は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「次条及び第26条において「家庭的保育事業者」と

いう。」とあるのは「第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者C型」という。」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者C型」とする。

#### 第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育  
(設備及び備品)

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければならない。

(準用)

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。

この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

## 第5章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第42条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市長が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

（設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の者を受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる場合は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わる場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号

以上の階		に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開く窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該施設及び設備のいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画され、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数以上とする。ただし、一つの保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師をいずれか1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者については、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次

条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条、次条及び付則第4条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を合計した数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師をいずれか1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。」とあるのは「第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)」とあるのは「事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」とする。

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

### (食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

### (連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、市長が子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

### (小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第4条 小規模保育事業所B型及び小規模型事業所内保育事業所に対する第31条及び第47条の規定の適用については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。



(小規模保育事業C型に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型の利用定員については、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、6人以上15人以下とすることができる。

## 第51号議案

### 稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成26年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

#### (提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定めるため、稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定等をする必要があるため、本案を提出する。

# 稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容を自ら評価し、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等について、利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮が払われたものでなければならない。

（非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるとともに、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければ

ばならない。

- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所の開所時間を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、第4項に規定する支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、そのうち1人を除く者については、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
  - (1) 保育士の資格を有する者
  - (2) 社会福祉士の資格を有する者
  - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれらと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - (4) 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
  - (5) 学校教育法第1条に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (6) 学校教育法第1条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、

社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程について同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法第97条に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、1人又は複数人の利用者に対して同時かつ一体的に提供されるものをいい、支援の単位を構成する児童の数は、1単位につきおおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、当該放課後児童健全育成事業所の利用者が20人未満であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平等取扱いの原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者について、国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないために必要な措置を講ずるよう努めなければ

ならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関し重要と認められる事項

(帳簿の整備)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓

口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し市の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（開所時間及び日数）

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所の開所時間を定めようとするときは、当該放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める時間を原則とし、かつ、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業が終了する時刻その他の状況を考慮するものとする。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間以上

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間以上

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所の開所日を定めようとするときは、当該放課後児童健全育成事業所ごとに、1年につき250日以上を原則とし、かつ、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮するものとする。

（保護者との連絡）

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接に連絡を取り、当該利用者の健康及び行動について十分に説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の支援に当たっては、市、児童福祉施設、当該利用者の通学する小学校等の関係機関と密接に連携しなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供に伴い事故が発



生した場合は、速やかに市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

### (職員に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

### (稲城市学童クラブ設置条例の一部改正)

- 3 稲城市学童クラブ設置条例（平成10年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分を次のように改める。

学童クラブにおける放課後児童健全育成事業は、市内に住所を有し、小学校に就学している児童（当該学童クラブごとに特別の定めがあるときは、その定める児童）であって、その保護者が就労、疾病等の理由により適切に監護することができない者のうち、次のいずれにも該当しないものを対象として行うものとする。

第52号議案

稲城市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

緊急車両到着時間の短縮等を目的とする消防出張所を設置することに伴い、災害時における稲城市消防本部の警防態勢人員を確保するため、稲城市職員定数条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市職員定数条例の一部を改正する条例

稲城市職員定数条例（昭和41年稲城市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の部消防の職員の項中「92人」を「110人」に改め、同表計の部中「958人」を「976人」に改める。

### 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 第53号議案

稲城市保育所における保育に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、稲城市保育所における保育に関する条例を廃止する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市保育所における保育に関する条例を廃止する条例

稲城市保育所における保育に関する条例（昭和62年稲城市条例第9号）は、廃止する。

### 付 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

## 第54号議案

稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、新設する学童クラブの名称等を定めるため、また、学童クラブの名称を変更するため、稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

稲城市学童クラブ設置条例（平成10年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表稲城市第一学童クラブの項を次のように改める。

稲城市第二文化センター学童クラブ	稲城市矢野口1780番地
------------------	--------------

別表稲城市第四学童クラブの項から稲城市若葉台学童クラブの項までを次のように改める。

稲城市第四文化センター学童クラブ	稲城市東長沼271番地
稲城市第一小学校学童クラブ	稲城市東長沼956番地
稲城市第二小学校学童クラブ	稲城市坂浜590番地
稲城市第四小学校学童クラブ	稲城市押立1250番地
稲城市第六小学校学童クラブ	稲城市大丸2110番地
稲城市向陽台小学校学童クラブ	稲城市向陽台三丁目2番地
稲城市城山小学校学童クラブ	稲城市向陽台六丁目17番地
稲城市長峰小学校学童クラブ	稲城市長峰二丁目8番地
稲城市若葉台小学校学童クラブ	稲城市若葉台四丁目5番地
稲城市平尾小学校学童クラブ	稲城市平尾三丁目1番地の3
稲城市南山小学校学童クラブ	稲城市矢野口3635番地

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の稲城市学童クラブ設置条例に規定する学童クラブの管理及び運営に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

第55号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

多摩都市計画平尾台西地区地区計画、平尾南地区地区計画及び大丸南地区地区計画の都市計画変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。



稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表(い)の項を次のように改める。

(い) 建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 地区集会所 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの (4) 前3号の建築物に付属するもの
------------------	--

別表第2の2の表(お)の項から(き)の項までを次のように改める。

(お) 敷地面積の最低限度	165平方メートル。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
(か) 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1.0メートル以上とする。 (2) 敷地境界線までの距離は、1階部分にあつては1.0メートル以上、2階部分にあつては1.5メートル以上とする。
(き) (か)の適用除外のもの	次の各号に掲げるいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

別表第2の13の表(い)の項を次のように改める。

(い) 建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの (5) 住宅で事務所を兼ねるもの (6) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (7) 前各号の建築物に付属するもの
------------------	---

別表第2の13の表(お)の項から(き)の項までを次のように改める。

(お) 敷地面積の最低限度	120平方メートル。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するものについては、この限りでない。
(か) 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路境界線までの距離は、1.0メートル以上とする。 (2) 敷地境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。
(き) (か)の適用除外のもの	次の各号に掲げるいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

別表第2の15の表(い)の項を次のように改める。

(い)	建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舍又は下宿 (2) 学校(幼稚園を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 畜舎	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舍又は下宿 (2) 学校 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 畜舎	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舍又は下宿 (2) 学校 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 畜舎 (8) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの	次の各号に掲げる建築物 (1) 寄宿舍又は下宿 (2) 学校 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 公衆浴場 (5) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 畜舎 (8) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの (9) ホテル又は旅館 (10) 自動車教習所 (11) 倉庫業を営む倉庫
-----	--------------	--	---	---	--

別表第2の15の表(か)の項及び(き)の項を次のように改める。

(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 多摩都市計画道路7・5・4号大丸南向陽台線の境界線までの距離は、1.0メートル以上とする。 (2) 多摩都市計画道路3・3・10号稲城多摩線及び補助市道第5号線の境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。 (3) その他の道路(歩行者専用道路を含む。)及び歩行者専用通路の境界線までの距離は、0.7メートル以上とする。 (4) 敷地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号に掲げるいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



第56号議案

稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市立南山小学校の新設に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、稲城市立学校設置条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

## 稲城市立学校設置条例の一部を改正する条例

稲城市立学校設置条例（昭和43年稲城市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

稲城市立南山小学校	稲城市矢野口3635番地
-----------	--------------

### 付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第57号議案

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城長峰スポーツ広場の開設に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

## 稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 若葉台公園多目的広場の項の次に次のように加える。

稲城長峰スポーツ広場	稲城市長峰三丁目10番地の1
------------	----------------

別表第2 若葉台公園多目的広場の項の次に次のように加える。

稲城長峰スポーツ広場	午前9時から午後7時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
------------	--------------	-------------------

別表第3の5の表を次のように改める。

### 5 多目的広場

名称	種類	単位時間等	使用料
若葉台公園多目的広場	野球場	大人2時間	2,470円
		子ども2時間	1,230円
	サッカー場	大人2時間	2,470円
		子ども2時間	1,230円
	夜間照明	野球場1時間	2,980円
		サッカー場1時間	1,340円
稲城長峰スポーツ広場	サッカー場	大人2時間	8,000円
		子ども2時間	4,000円
	フットサル場	大人2時間	6,000円
		子ども2時間	3,000円

### 備考

- 1 夜間照明の使用料は、夜間照明を使用する場合に限り加算する。
- 2 この表において、「子ども」とは小学生以下の者のみを選手として構成した団体を、「大人」とは「子ども」以外の団体をいう。
- 3 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 4 稲城長峰スポーツ広場について、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合における当該使用者が支払うべき使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 5 単位時間に満たない端数は、単位時間とみなす。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月10日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の稲城市体育施設条例に規定する稲城長峰スポーツ広場の管理及び運営に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。





第65号議案

平 成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272,209千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,626,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成26年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,209,617	2,393	5,212,010
	1 国庫負担金	4,467,684	2,393	4,470,077
16 都支出金		5,157,833	2,461	5,160,294
	2 都補助金	3,815,559	2,261	3,817,820
	3 委託金	186,323	200	186,523
20 繰越金		304,669	252,843	557,512
	1 繰越金	304,669	252,843	557,512
21 諸収入		281,341	55,312	336,653
	4 雑収入	213,221	55,312	268,533
22 市債		4,189,600	△40,800	4,148,800
	1 市債	4,189,600	△40,800	4,148,800
歳 入 合 計		36,354,649	272,209	36,626,858

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,225,193	11,827	3,237,020
	1 総務管理費	2,648,912	11,827	2,660,739
3 民生費		13,218,314	48,918	13,267,232
	1 社会福祉費	4,122,360	34,212	4,156,572
	2 児童福祉費	6,661,433	10,828	6,672,261
	3 生活保護費	2,405,379	3,878	2,409,257
4 衛生費		3,140,574	27,227	3,167,801
	1 保健衛生費	1,726,659	27,227	1,753,886
7 商工費		159,179	6,600	165,779
	1 商工費	159,179	6,600	165,779
8 土木費		4,441,711	169,763	4,611,474
	4 都市計画費	3,548,276	169,763	3,718,039
9 消防費		1,196,064	2,000	1,198,064
	1 消防費	1,196,064	2,000	1,198,064
10 教育費		8,456,498	5,874	8,462,372
	1 教育総務費	379,723	200	379,923
	6 保健体育費	1,044,355	5,674	1,050,029
歳出合計		36,354,649	272,209	36,626,858

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
観光発信拠点建設工事基本設計及び実施設計等 委託	平成26年度から 平成27年度まで	15,624

### 第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)長峰スポーツ施設併設型多目的広場建設事業債	383,300	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	342,500	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書



歳 入

第15款 国庫支出金 (補正額 2,393 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	4,467,684	2,393	4,470,077		
	1 民生費国庫負担金	3,687,555	2,393	3,689,948		
					3 生活保護費負担金	2,393
	計	5,209,617	2,393	5,212,010		

第16款 都支出金 (補正額 2,461 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	都補助金	3,815,559	2,261	3,817,820		
	2 民生費都補助金	1,642,365	261	1,642,626		
					2 老人福祉費補助金	261
	9 消防費都補助金	1,245	2,000	3,245		
					1 消防費補助金	2,000
3	委託金	186,323	200	186,523		
	5 教育費委託金	19,244	200	19,444		
					1 教育総務費委託金	200
	計	5,157,833	2,461	5,160,294		

(単位：千円)

説 明	
(生活福祉課)	2,393
生活保護費等負担金過年度分	2,393

第15款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	261
医療保健政策区市町村包括補助事業補助金(10/10)	261
(防災課)	2,000
市町村消防団資機材整備費補助金(10/10)	2,000
(指導課)	200
人権教育研究推進事業委託金(10/10)	200

第16款 都 支 出 金

第20款 繰越金 (補正額 252,843 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	304,669	252,843	557,512		
	1 繰越金	304,669	252,843	557,512		
					1 繰越金	252,843
	計	304,669	252,843	557,512		

第21款 諸収入 (補正額 55,312 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑入	213,221	55,312	268,533		
	3 雑入	212,789	55,312	268,101		
					1 雑入	55,312
	計	281,341	55,312	336,653		

第22款 市債 (補正額 △40,800 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市債	4,189,600	△40,800	4,148,800		
	4 教育債	2,358,900	△40,800	2,318,100		
					3 体育施設債	△40,800
	計	4,189,600	△40,800	4,148,800		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	252,843 252,843

第20款 繰 越 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課) 老人ホーム等建設費補助金返還金	912 912
(体育課) 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金	54,400 54,400

第21款 諸 収 入

(単位：千円)

説 明	
(財政課) (仮称) 長峰スポーツ施設併設型多目的広場建設事業債	△40,800 △40,800

第22款 市 債





第3款 民生費 (補正額 48,918 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,122,360	34,212	4,156,572	0	261	0	0	33,951
	1 社会福祉総務費	550,762	3,898	554,660	0	0	0	0	3,898
					0	0	0	0	3,130
					0	0	0	0	768
	2 心身障害者福祉費	1,275,208	28,189	1,303,397	0	0	0	0	28,189
					0	0	0	0	28,189
	3 老人福祉費	184,781	2,125	186,906	0	261	0	0	1,864
					0	0	0	0	1,147

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23償還金利子及び割引料	3,898	<b>2 一般事務費（生活福祉課）</b> <b>3,130</b>
		<b>23償還金利子及び割引料</b> <b>3,130</b>
		平成25年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 3,086
		平成25年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 44
		<b>3 母子父子関係事業（子育て支援課）</b> <b>768</b>
		<b>23償還金利子及び割引料</b> <b>768</b>
		平成25年度母子家庭自立支援給付金事業国庫補助金返還金 375
		平成25年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金 393
23償還金利子及び割引料	28,189	<b>1 心身障害者福祉関係事務事業（障害福祉課）</b> <b>28,189</b>
		<b>23償還金利子及び割引料</b> <b>28,189</b>
		平成25年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金 7,787
		平成25年度更生医療費国庫負担金返還金 5,270
		平成25年度障害者総合支援事業費国庫補助金返還金 144
		平成25年度障害者自立支援給付費等都負担金返還金 3,894
		平成25年度更生医療費都負担金返還金 2,635
		平成25年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 6,064
		平成25年度重症心身障害児（者）通所運営費都補助金返還金 2,395
8報償費	261	<b>3 老人福祉施設整備・措置関係費（高齢福祉課）</b> <b>1,147</b>
23償還金利子及び割引料	1,864	<b>23償還金利子及び割引料</b> <b>1,147</b>
		平成25年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 235
		平成22年度介護基盤緊急整備等特別対策支援事業都補助金返還金 820
		平成23年度介護基盤緊急整備等特別対策支援事業都補助金返還金 92

第3款 民 生 費



項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	( 3 老人福祉費 )				0	0	0	0	4
					0	261	0	0	713
2	児 童 福 祉 費	6,661,433	10,828	6,672,261	0	0	0	0	10,828
	1 児童福祉総務費	4,441,395	7,240	4,448,635	0	0	0	0	7,240
					0	0	0	0	1,300
					0	0	0	0	2,477
					0	0	0	0	3,385

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		<b>7 老人医療関係費（保険年金課）</b>	<b>4</b>
		23償還金利子及び割引料	4
		平成25年度老人医療給付費等支払基金交付金返還金	2
		平成25年度老人医療給付費等国庫負担金返還金	1
		平成25年度老人医療給付費等都負担金返還金	1
		<b>9 介護予防・地域支え合い事業（高齢福祉課）</b>	<b>974</b>
		8報償費	261
		医師会連携在宅医療・介護連携推進協議会委員報償	261
		23償還金利子及び割引料	713
		平成25年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金	707
		平成25年度介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業費都補助金返還金	6
11 需用費	70	<b>2 一般事務費（子育て支援課）</b>	<b>1,300</b>
		11需用費	70
4 印刷製本費	70	④印刷製本費	70
		事務用諸用紙印刷	70
12 役務費	205	12役務費	205
		通信運搬費	205
13 委託料	306	郵便料等	205
		13委託料	306
19 負担金補助及び交付金	3,385	広報特集号作成印刷等委託	211
		広報特集号配布委託	95
23 償還金利子及び割引料	3,274	23償還金利子及び割引料	719
		平成25年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	719
		<b>3 認証保育所運営等・家庭福祉員運営事業（子育て支援課）</b>	<b>2,477</b>
		23償還金利子及び割引料	2,477
		平成25年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	1,363
		平成25年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	100
		平成25年度保育従事職員等処遇改善事業都補助金返還金	1,014
		<b>4 民間保育所振興費補助事業（子育て支援課）</b>	<b>3,385</b>
		19負担金補助及び交付金	3,385
		民間保育所振興費補助金	3,385

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源				一般財源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他					
2	( 1 児童福祉総務費 )				0	0	0	0	78				
	2 児童措置費	1,547,246	2,057	1,549,303	0	0	0	0	2,057				
					0	0	0	0	2,057				
	5 学童クラブ費	244,453	1,531	245,984	0	0	0	0	1,531				
					0	0	0	0	1,531				
3	生活保護費	2,405,379	3,878	2,409,257	0	0	0	0	3,878				
					1 生活保護総務費	90,583	3,878	94,461	0	0	0	0	3,878
									0	0	0	0	3,878
計													
		13,218,314	48,918	13,267,232	0	261	0	0	48,657				

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<b>6 乳幼児医療費助成等事業（子育て支援課）</b> <span style="float:right">78</span>
		<b>23償還金利子及び割引料</b> <span style="float:right">78</span>
		平成25年度養育医療費助成事業国庫負担金返還金 <span style="float:right">52</span>
		平成25年度養育医療費助成事業都負担金返還金 <span style="float:right">26</span>
23償還金利子及び割引料	2,057	<b>1 保育所等運営委託事業（子育て支援課）</b> <span style="float:right">2,057</span>
		<b>23償還金利子及び割引料</b> <span style="float:right">2,057</span>
		平成25年度保育所運営費国庫負担金返還金 <span style="float:right">1,370</span>
		平成25年度保育所運営費都負担金返還金 <span style="float:right">685</span>
		平成25年度東京都病児・病後児保育事業費補助金返還金 <span style="float:right">2</span>
23償還金利子及び割引料	1,531	<b>1 学童クラブ運営事業（児童青少年課）</b> <span style="float:right">1,531</span>
		<b>23償還金利子及び割引料</b> <span style="float:right">1,531</span>
		平成25年度学童クラブ運営事業都補助金返還金 <span style="float:right">1,531</span>
23償還金利子及び割引料	3,878	<b>2 生活保護関係費（生活福祉課）</b> <span style="float:right">3,878</span>
		<b>23償還金利子及び割引料</b> <span style="float:right">3,878</span>
		平成25年度中国残留邦人等援護事務国庫委託金返還金 <span style="float:right">206</span>
		平成25年度生活保護費都負担金返還金 <span style="float:right">3,632</span>
		平成25年度セーフティネット支援対策等事業費国庫補助金返還金 <span style="float:right">40</span>

第3款 民 生 費



(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
7 賃 金	42	1 予防接種事業（健康課）	27,227
		7 賃金	42
11 需 用 費	155	臨時職員賃金	42
		11 需用費	155
4 印刷製本費	155	④印刷製本費	155
		事業用	155
12 役 務 費	381	12 役務費	381
		通信運搬費	381
13 委 託 料	26,599	郵便料等	381
		13 委託料	26,599
20 扶 助 費	50	予防接種委託	26,313
		事務委託	286
		20 扶助費	50
		予防接種助成	50

第4款 衛 生 費

第7款 商 工 費 (補正額 6,600 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	商 工 費	159,179	6,600	165,779	0	0	0	0	6,600
	2 商工業振興費	101,930	6,600	108,530	0	0	0	0	6,600
					0	0	0	0	6,600
計		159,179	6,600	165,779	0	0	0	0	6,600

















債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事項	主管課	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額	左の財源内訳				
			期間	金額		特 定 財 源	財源			
							国・都支出金	地方債	その他	一般財源
観光系信託拠点建設工事基本設計及び実施設計等委託	建築保全課	15,624			15,624					15,624

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	9,621,632	9,554,499	2,972,600	932,184	11,594,915
補正額			△ 40,800		△ 40,800
計	9,621,632	9,554,499	2,931,800	932,184	11,554,115
(6) 教育債					
補正前	5,816,831	5,677,693	2,358,900	586,652	7,449,941
補正額			△ 40,800		△ 40,800
計	5,816,831	5,677,693	2,318,100	586,652	7,409,141
合 計					
補正前	19,484,996	19,986,443	4,189,600	1,790,033	22,386,010
補正額			△ 40,800		△ 40,800
計	19,484,996	19,986,443	4,148,800	1,790,033	22,345,210





第66号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成 26 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,410千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,536,476千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		5,001	4,410	9,411
	1 繰越金	5,001	4,410	9,411
歳 入 合 計		7,532,066	4,410	7,536,476

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 保健事業費		92,006	4,398	96,404
	2 保健事業費	5,661	4,398	10,059
11 諸支出金		10,001	12	10,013
	1 償還金及び還付加算金	10,001	12	10,013
歳 出 合 計		7,532,066	4,410	7,536,476



歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 11 款 繰 越 金 (補正額 4,410 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	5,001	4,410	9,411		
	2 その他繰越金	5,000	4,410	9,410		
					1 その他繰越金	4,410
	計	5,001	4,410	9,411		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課) 前年度繰越金	4,410 4,410

第11款 繰 越 金







第11款 諸支出金 (補正額 12千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,001	12	10,013	0	0	0	0	12
	2 償 還 金	1	12	13	0	0	0	0	12
					0	0	0	0	12
計		10,001	12	10,013	0	0	0	0	12





第 67 号議案

平成 26 年度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 367,338 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,914,454 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		386,400	102,550	488,950
	1 国庫補助金	386,400	102,550	488,950
3 都支出金		208,300	95,025	303,325
	1 都負担金	44,000	△33,000	11,000
	2 都補助金	164,300	128,025	292,325
4 繰入金		1,951,904	169,763	2,121,667
	1 他会計繰入金	1,951,904	169,763	2,121,667
歳 入 合 計		2,547,116	367,338	2,914,454

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		2,418,491	367,338	2,785,829
	1 事業費	2,418,491	367,338	2,785,829
歳 出 合 計		2,547,116	367,338	2,914,454





歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第2款 国庫支出金 (補正額 102,550 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫補助金	386,400	102,550	488,950		
	1 区画整理補助金	386,400	102,550	488,950		
					1 榎戸区画整理補助金	86,500
					2 矢野口駅周辺区画整理補助金	△10,500
					3 稲城長沼駅周辺区画整理補助金	14,800
					4 南多摩駅周辺区画整理補助金	11,750
	計	386,400	102,550	488,950		

第3款 都支出金 (補正額 95,025 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	44,000	△33,000	11,000		
	1 区画整理負担金	44,000	△33,000	11,000		
					1 南多摩駅周辺区画整理負担金	△33,000
2	都補助金	164,300	128,025	292,325		
	1 区画整理補助金	164,300	128,025	292,325		
					1 榎戸区画整理補助金	42,550
					2 矢野口駅周辺区画整理補助金	△5,250
					3 稲城長沼駅周辺区画整理補助金	35,600

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	86,500
稲城榎戸土地地区画整理事業補助金 (5/10・5.5/10)	86,500
(区画整理課)	△10,500
稲城矢野口駅周辺土地地区画整理事業補助金 (5/10)	△10,500
(区画整理課)	14,800
稲城稲城長沼駅周辺土地地区画整理事業補助金 (5/10・5.5/10)	14,800
(区画整理課)	11,750
稲城南多摩駅周辺土地地区画整理事業補助金 (5/10・5.5/10)	11,750

第2款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	△33,000
稲城南多摩駅周辺土地地区画整理事業公共施設管理者負担金	△33,000
(区画整理課)	42,550
稲城榎戸土地地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10)	42,550
(区画整理課)	△5,250
稲城矢野口駅周辺土地地区画整理事業補助金 (2.5/10)	△5,250
(区画整理課)	35,600
稲城稲城長沼駅周辺土地地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10)	35,600

第3款 都 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	( 1 区画整理補助金)				4 南多摩駅周辺 区画整理補助金	55,125
計		208,300	95,025	303,325		

第 4 款 繰 入 金 (補正額 169,763 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1,951,904	169,763	2,121,667		
	1 一般会計繰入金	1,951,904	169,763	2,121,667		
					1 一般会計繰入金	169,763
計		1,951,904	169,763	2,121,667		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	55,125
稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業補助金(2.5/10・2.25/10)	55,125

第3款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	169,763
一般会計繰入金	169,763

第4款 繰 入 金



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13委託料	367,338	<b>1 稲城榎戸地区事業費（区画整理課）</b> <span style="float:right">197,190</span> <b>13委託料</b> <span style="float:right">197,190</span> 土地区画整理事業業務委託 <span style="float:right">197,190</span>
		<b>2 稲城矢野口駅周辺地区事業費（区画整理課）</b> <span style="float:right">34,208</span> <b>13委託料</b> <span style="float:right">34,208</span> 土地区画整理事業業務委託 <span style="float:right">34,208</span>
		<b>3 稲城稲城長沼駅周辺地区事業費（区画整理課）</b> <span style="float:right">90,899</span> <b>13委託料</b> <span style="float:right">90,899</span> 土地区画整理事業業務委託 <span style="float:right">90,899</span>
		<b>4 稲城南多摩駅周辺地区事業費（区画整理課）</b> <span style="float:right">45,041</span> <b>13委託料</b> <span style="float:right">45,041</span> 土地区画整理事業業務委託 <span style="float:right">45,041</span>

第2款 事業費





第68号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成 26 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,959千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,452,610千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 9 月 1 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		770,627	2,400	773,027
	1 国庫負担金	727,133	2,400	729,533
4 支払基金交付金		1,213,726	9,414	1,223,140
	1 支払基金交付金	1,213,726	9,414	1,223,140
5 都支出金		641,479	3,418	644,897
	1 都負担金	619,732	3,418	623,150
8 繰越金		1,000	91,727	92,727
	1 繰越金	1,000	91,727	92,727
歳 入 合 計		4,345,651	106,959	4,452,610

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		293	106,033	106,326
	1 基金積立金	293	106,033	106,326
6 諸支出金		2,101	926	3,027
	1 償還金及び還付加算金	2,101	926	3,027
歳 出 合 計		4,345,651	106,959	4,452,610



歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 3 款 国庫支出金 (補正額 2,400 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	727,133	2,400	729,533		
	1 介護給付費負担金	727,133	2,400	729,533		
					2 過年度分	2,400
	計	770,627	2,400	773,027		

第 4 款 支払基金交付金 (補正額 9,414 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	支払基金交付金	1,213,726	9,414	1,223,140		
	1 介護給付費交付金	1,201,818	7,394	1,209,212		
					2 過年度分	7,394
	2 地域支援事業交付金	11,908	2,020	13,928		
					2 過年度分	2,020
	計	1,213,726	9,414	1,223,140		

第 5 款 都支出金 (補正額 3,418 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	619,732	3,418	623,150		
	1 介護給付費負担金	619,732	3,418	623,150		
					2 過年度分	3,418
	計	641,479	3,418	644,897		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	2,400
平成25年度介護給付費国庫負担金精算分	2,400

第3款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	7,394
平成25年度介護給付費支払基金交付金精算分	7,394
(高齢福祉課)	2,020
平成25年度地域支援事業支払基金交付金精算分	2,020

第4款 支 払 基 金 交 付 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	3,418
平成25年度介護給付費都負担金精算分	3,418

第5款 都 支 出 金



第 8 款 繰 越 金 (補正額 91,727 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	1,000	91,727	92,727		
	1 繰 越 金	1,000	91,727	92,727		
					1 繰 越 金	91,727
	計	1,000	91,727	92,727		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課) 前年度繰越金	91,727 91,727

第8款 繰 越 金











第69号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 稲葉 勝巳 の平成26年10月4日付け任期満了に伴い、後任者の選任を必要とするため、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、本案を提出する。



稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
稲葉 勝巳	北海道 [REDACTED]	[REDACTED]

## 第70号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 岩藤 真実 の平成26年10月4日付け任期満了に伴い、後任者の選任を必要とするため、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、本案を提出する。

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
岩藤 真実	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

## 第71号議案

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市固定資産評価審査委員会委員 草川 健 の平成26年10月4日付け任期満了に伴い、後任者の選任を必要とするため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する。

稲城市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を稲城市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
草川 健	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

第72号議案

人権擁護委員の候補者の推薦について

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

人権擁護活動の更なる充実を図るため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
岸田 博三	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

## 第73号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成26年9月1日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 小島 文弘 の平成26年10月14日付け任期満了に伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、本案を提出する。



## 稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
小島 文弘	多摩市 [REDACTED]	[REDACTED]

## 第5号報告

### 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり健全化判断比率（平成25年度決算数値）を報告する。

平成26年9月1日

稲城市長 高橋勝浩

### 記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.4	9.3
(12.67)	(17.67)	(25.0)	(350.0)

#### 備考

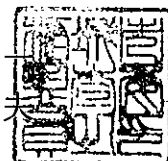
- 1 実質赤字額若しくは連結実質赤字額がない場合又は実質公債費比率若しくは将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内の数値は、稲城市に該当する早期健全化基準を示す。



稲 監 第 368 号  
平成 26 年 8 月 20 日

稲城市長 高 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 軍 司 信  
稲城市監査委員 原 田 悦



### 健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

## 平成 25 年度 健全化判断比率審査意見書

### 第 1 審査の概要

1. 審査の対象  
平成 25 年度 実質赤字比率  
平成 25 年度 連結実質赤字比率  
平成 25 年度 実質公債費比率  
平成 25 年度 将来負担比率
2. 審査の期間  
平成 26 年 7 月 14 日から平成 26 年 8 月 18 日まで
3. 審査の手続  
この健全化判断比率の審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続を実施した。

### 第 2 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 記

(単位：%)

指 標	平成 25 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	非該当 (△ 4.47)	12.67	20.00
連結実質赤字比率	非該当 (△10.46)	17.67	30.00
実 質 公 債 費 比 率	2.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	9.3	350.0	

(備考)

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「非該当」を記載している。なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

① 実質赤字比率について

平成25年度の一般会計等の実質収支額は、黒字で、実質赤字比率は、早期健全化基準の12.67%を下回る水準となっている。

② 連結実質赤字比率について

平成25年度の一般会計等とそれ以外の特別会計及び公営企業会計の実質収支額は、黒字で、連結実質赤字比率は、早期健全化基準の17.67%を下回る水準となっている。

③ 実質公債費比率について

平成23年度から平成25年度までの3か年平均である実質公債費比率は2.4%であり、早期健全化基準の25.0%を下回る水準となっている。

④ 将来負担比率について

平成25年度の将来負担比率は、早期健全化基準の350.0%を下回る水準となっている。

### 第3 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の健全化判断比率は法令の定める早期健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

#### <参考>

##### ○実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを。

##### 【算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字比率

公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものの。

【算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

【算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(3か年平均)} \\ \text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

○将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

【算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$



## 第6号報告

### 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり資金不足比率（平成25年度決算数値）を報告する。

平成26年9月1日

稲城市長 高橋勝浩

### 記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
病院事業会計	—	資金不足比率の算定に用いた事業の規模は、政令第17条第1号の規定により算定した。
下水道事業特別会計	—	資金不足比率の算定に用いた事業の規模は、政令第17条第3号の規定により算定した。

#### 備考

- 1 資金不足が生じていない場合は、「—」を記載している。
- 2 「政令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）である。

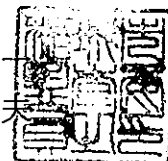




稲 監 第 369 号  
平成 26 年 8 月 20 日

稲城市長 高橋勝浩様

稲城市監査委員 軍 司 信  
稲城市監査委員 原 田 悦



### 資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

## 平成 25 年度 資金不足比率審査意見書

### 第 1 審査の概要

1. 審査の対象  
平成 25 年度 稲城市病院事業会計資金不足比率  
平成 25 年度 稲城市下水道事業特別会計資金不足比率
2. 審査の期間  
平成 26 年 7 月 14 日から平成 26 年 8 月 18 日まで
3. 審査の手続  
この資金不足比率の審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に準拠して適正に作成されているかについて、通常実施すべき審査手続を実施した。

### 第 2 審査の結果

審査に付された下記の会計に関する資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

#### 記

(単位：%)

指 標	平成 25 年度	経営健全化基準
稲城市病院事業会計 資金不足比率	非該当 (△14.5)	20.0
稲城市下水道事業特別会計 資金不足比率	非該当 (△ 0.2)	20.0

(備考)

資金不足が生じていない場合は、「非該当」を記載している。なお、参考のため、計算上の数値を括弧内に記載している。

#### ① 病院事業会計の資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率は、経営健全化基準の20.0%を下回る水準となっている。

## ② 下水道事業特別会計の資金不足比率

下水道事業特別会計の資金不足比率は、経営健全化基準の20.0%を下回る水準となっている。

### 第3 審査意見

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

今回の審査では、本市の資金不足比率は法令の定める経営健全化基準を下回っており、その限りでは「良好な」状態にあるといえるが、本市財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況にある。今後も、指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

#### <参考>

##### ○資金不足比率

公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示したもの。

##### 【算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

## 第7号報告

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月1日

稲城市長 高橋 勝 浩

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分した損害賠償額の決定に関する報告

1 報告の対象期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに決定があったもの

2 損害賠償額等

原因	決定年月日	損害賠償額	相手方
庁用自動車の交通事故	平成25年6月23日	30,450円	新宿区新宿1丁目 20番2号 株式会社 小池商店
庁用自動車の交通事故	平成25年6月27日	57,750円	武蔵野市吉祥寺本町 3丁目23番3号 株式会社 小野建設

## 第8号報告

平成25年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する  
報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、平成25年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月1日

稲城市長 高橋 勝 浩

平成25年度稲城市国民健康保険高額療養費  
貸付基金の運用状況に関する報告書

1 総括表

(単位 円)

1	原	資	5,000,000
内訳	前	年度末残高	5,000,000
	増	加額	0
2	前	年度繰越額	5,000,000
内訳	現	金	5,000,000
	貸	付金	0
3	総	収入金額(償還金)	0
4	総	支出金額(貸付金)	0
5	本	年度末残高	5,000,000
内訳	現	金	5,000,000
	貸	付金	0
6	回	転数	$\frac{\text{(総支出金額)}}{\text{(原資)}}$ 0.00回

## 2 月別収支状況表

(単位 円)

月 別	繰 越 金 額	収 入 金 額 (償 還 金)	支 出 金 額 (貸 付 金)	差引金額	貸付金現在高
25年 4月	(前年度繰越分) 5,000,000	0	0	5,000,000	0
5月		0	0	5,000,000	0
6月		0	0	5,000,000	0
7月		0	0	5,000,000	0
8月		0	0	5,000,000	0
9月		0	0	5,000,000	0
10月		0	0	5,000,000	0
11月		0	0	5,000,000	0
12月		0	0	5,000,000	0
26年 1月		0	0	5,000,000	0
2月		0	0	5,000,000	0
3月		0	0	5,000,000	0
合 計	(前年度繰越分) 5,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 5,000,000	0





## 第9号報告

平成25年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況  
に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、平成25年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月1日

稲城市長 高橋 勝 浩

平成25年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用  
状況に関する報告書

1 総括表

(単位 円)

1	原	資	2,000,000
内 訳	前	年度末残高	2,000,000
	増	加額	0
2	前	年度繰越額	2,000,000
内 訳	現	金	2,000,000
	貸	付金	0
3	総	収入金額(償還金)	0
4	総	支出金額(貸付金)	0
5	本	年度末残高	2,000,000
内 訳	現	金	2,000,000
	貸	付金	0
6	回	転数 $\frac{\text{(総支出金額)}}{\text{(原資)}}$	0回

## 2 月別収支状況表

(単位 円)

月 別	繰越金額	収入金額 (償還金)	支出金額 (貸付金)	差引金額	貸付金現在高
25年 4 月	(前年度繰越分) 2,000,000	0	0	2,000,000	0
5 月		0	0	2,000,000	0
6 月		0	0	2,000,000	0
7 月		0	0	2,000,000	0
8 月		0	0	2,000,000	0
9 月		0	0	2,000,000	0
10月		0	0	2,000,000	0
11月		0	0	2,000,000	0
12月		0	0	2,000,000	0
26年 1 月		0	0	2,000,000	0
2 月		0	0	2,000,000	0
3 月		0	0	2,000,000	0
合計	(前年度繰越分) 2,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 2,000,000	0



## 第10号報告

平成25年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、平成25年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書を別紙のとおり提出する。

平成26年9月1日

稲城市長 高橋 勝 浩

平成25年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告書

1 総括表

(単位 円)

1	原	資	1,000,000
内 訳	前	年度末残高	1,000,000
	増	加額	0
2	前	年度繰越額	1,000,000
内 訳	現	金	1,000,000
	貸	付金	0
3	総	収入金額(償還金)	0
4	総	支出金額(貸付金)	0
5	本	年度末残高	1,000,000
内 訳	現	金	1,000,000
	貸	付金	0
6	回	転数 $\frac{\text{(総支出金額)}}{\text{(原資)}}$	0.00回

## 2 月別収支状況表

(単位 円)

月 別	繰越金額	収入金額 (償還金)	支出金額 (貸付金)	差引金額	貸付金現在高
25年 4 月	(前年度繰越分) 1,000,000	0	0	1,000,000	0
5 月		0	0	1,000,000	0
6 月		0	0	1,000,000	0
7 月		0	0	1,000,000	0
8 月		0	0	1,000,000	0
9 月		0	0	1,000,000	0
10月		0	0	1,000,000	0
11月		0	0	1,000,000	0
12月		0	0	1,000,000	0
26年 1 月		0	0	1,000,000	0
2 月		0	0	1,000,000	0
3 月		0	0	1,000,000	0
合計	(前年度繰越分) 1,000,000	0	0	(翌年度繰越分) 1,000,000	0





